



Contents

P2 **フォトギャラリー**

P3 **トピックス**

- (1) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 24 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）
- (2) 平成 24 年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について
- (3) 「振り込め詐欺救済法」に基づく返金制度について
- (4) 「ABL」及び「資本性借入金」の積極的活用について
- (5) 「中小企業等金融円滑化相談窓口」の設置について

P9 **金融ここが聞きたい！**

P10 **皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い**

P13 **金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング**

P14 **お知らせ**

フォトギャラリー



財務局長会議にて挨拶する麻生大臣（1月30日）



財務局長会議にて挨拶する寺田副大臣（1月31日）

トピックス

(1)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成24年10月1日~同年12月31日)

金融サービス利用者相談室(以下、「相談室」という。)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成24年10月1日から同年12月31日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成24年10月1日から同年12月31日までの間(以下、「今期」という。)に、9,215件の相談等が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均149件となっており、平成24年7月1日から同年9月30日までの間(以下、「前期」という。)の実績155件に比べてやや減少しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数2,617件(構成比28%)、保険商品等に関する相談等の受付件数2,508件(同27%)、投資商品等に関する相談等の受付件数2,914件(同32%)、貸金等に関する相談等の受付件数738件(同8%)、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数438件(同5%)となっています。
3. 分野別の特徴等について
 - (1) 預金・融資等については、前期に比べて、ほぼ同水準となっています。
 - (2) 保険商品等については、前期に比べて、ほぼ同水準となっています。
 - (3) 投資商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことから、前期に比べて、減少しています。
 - (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、前期に比べて、やや減少しています。
4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供等のうち、以下のものなどについて、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

 - (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
 - (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
 - (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
 - (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
 - (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
 - (6) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
 - (7) 保険募集人等の不適正な行為(重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、名義借り、保険料の立替等)に関するもの

の

- (8) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反等）に関するもの
 - (9) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
 - (10) システム障害に関するもの
 - (11) 無登録営業に関するもの
 - (12) 金融商品取引業者の不適正行為（ホームページを閉鎖し電話にでない、高齢者に対する勧誘等）に関するもの
 - (13) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
 - (14) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 78 口座の情報提供を行っています。

前期における情報の活用状況は、以下のとおりです。

- ・ 監督において行った 165 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・ 金融庁が着手した 17 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。

今回、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の「融資に関する相談等」に以下の相談事例等を新たに追加しました。

「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」の期限が到来すると聞きましたが、平成 25 年 4 月以降は貸付条件の変更等ができなくなるのでしょうか。

今回、新たに追加したものを加えた以下の項目について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、こちらもご参照ください。

- (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」
 - 「本人確認に関する相談等」
 - 「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」
 - 「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」
 - 「特約付定期預金等に関する相談等」
 - 「融資に関する相談等」
- (2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「保険内容の顧客説明に関する相談等」
 - 「告知義務に関する相談等」
 - 「保険契約に関する相談等」
 - 「保険金の支払に関する相談等」

- 「少額短期保険業者に関する相談等」
- 「保険契約者の保護に関する相談等」
- (3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「金融商品の購入に関する相談等」
 - 「投資信託の購入に関する相談等」
 - 「外国為替証拠金取引に関する相談等」
 - 「未公開株式の取引に関する相談等」
 - 「自社発行未公開株に関する相談等」
 - 「ファンドに関する相談等」
 - 「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」
 - 「金融商品取引業の登録に関する相談等」
 - 「株券の電子化に関する相談等」
 - 「投資者保護制度に関する相談等」
 - 「社債に関する相談等」
- (4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」
 - 「強引な取立てに関する相談等」
 - 「取引履歴の開示に関する相談等」
 - 「返済条件の変更に関する相談等」
 - 「金利引下げに関する相談等」
 - 「総量規制に関する相談等」
 - 「都道府県登録業者に関する相談等」
 - 「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

金融庁金融サービス利用者相談室

(0570-016811 (ナビダイヤル)、IP電話・PHSからは03-5251-6811)

証券取引等監視委員会の情報受付窓口

(03-3581-9909)

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成24年10月1日～同年12月31日）」（平成25年1月31日）](#)にアクセスして下さい。

(2)平成 24 年度 地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)の開催について

財務局及び沖縄総合事務局においては、平成 17 年度以降、地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）を開催しており、本年度の日程は以下のとおりです。

北海道財務局	（日程：平成 25 年 3 月 8 日	場所：札幌市）
東北財務局	（日程：平成 25 年 3 月 15 日	場所：仙台市）
関東財務局	（日程：平成 25 年 2 月 28 日	場所：東京都渋谷区）
北陸財務局	（日程：平成 25 年 3 月 6 日	場所：金沢市）
東海財務局	（日程：平成 25 年 3 月 8 日	場所：名古屋市）
近畿財務局	（日程：平成 25 年 3 月 18 日	場所：大阪市）
中国財務局	（日程：平成 25 年 2 月 27 日	場所：広島市）
四国財務局	（日程：平成 25 年 3 月 5 日	場所：高松市）
福岡財務支局	（日程：平成 25 年 3 月 1 日	場所：福岡市）
九州財務局	（日程：平成 25 年 2 月 28 日	場所：熊本市）
沖縄総合事務局	（日程：平成 25 年 3 月 6 日	場所：那覇市）

なお、本年度のシンポジウムにおいては、昨年度と同様、広域での知見・ノウハウの共有化やシンポジウムの充実を図る観点から、一部の地域金融機関の経営者の方々に、「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局等が開催するシンポジウムにご参加いただき、自行（金庫）における取組み等についてご紹介いただくとともに、パネルディスカッションにもご参加いただく予定です。

また、シンポジウムの開催結果の概要につきましては、金融庁ウェブサイトに随時掲載する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「平成 24 年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について」（平成 25 年 1 月 31 日）](#)にアクセスして下さい。

(3)「振り込め詐欺救済法」に基づく返金制度について

振り込め詐欺等の犯罪被害にあった方は、基本的には民事訴訟を提起して損害回復を行うことが可能ですが、「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んだ口座の残高や被害額に応じて、被害回復分配金（被害額の全部又は一部）の支払いを受けることができます場合があります。返金までの大まかな流れは以下のとおりです。

※振り込め詐欺のほか、社債、未公開株等の取引を装った詐欺やヤミ金融などの被害も、振り込みにより被害が発生した場合は、振り込め詐欺救済法の対象となります。

(1) 取引の停止（口座凍結）等の措置

振り込み詐欺等の犯罪被害にあった方は、速やかに警察及び振り込んだ先の金融機関に連絡し、振り込んだ口座の利用停止を求めて下さい！

金融機関は、犯罪利用預金口座等（詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込が利用されたものの振込先となった預金口座等）である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止（口座凍結）等の措置を適切に講ずるものとされています。

(2) 失権（預金等債権の消滅）手続

預金保険機構は、金融機関の求めに応じ、当該預金口座等に係る債権の消滅に関する公告（失権公告）を行います。失権公告の期間（60 日以上）内に権利行使の届出等がないときは、この公告に係る預金等債権は、消滅することとなります。

(3) 被害回復分配金の支払（返金）手続

被害回復分配金の支払い（返金）を受けるためには、振り込み詐欺等の犯罪被害にあった方は、振り込んだ先の金融機関へ申請する必要があります！

金融機関は、預金保険機構に対し支払い手続開始に係る公告（支払公告）を求め、預金保険機構が**支払公告**を行います。

金融機関は、消滅した預金等債権の額の金銭を原資として、上記支払公告の期間（30 日以上※）内に支払申請があった被害者に対して、被害回復分配金を支払う（返金する）こととなります。

なお、各人に支払う被害回復分配金の額は、被害額により按分した額とされており、振り込んだ先の口座に十分な残高が残っていなかったり、他にも同様の被害にあった方がいる場合には、被害額に比べて被害回復分配金の支払額が少なくなったり、支払いが行われない場合もあります。また、消滅した預金債権の額が 1,000 円未満である場合は、支払い手続は行われません。

※これまで 60 日で運用していましたが、東北地方太平洋沖地震による被災者の方々への影響を考慮して、当面の間、支払手続申請期間を 60 日から 90 日に延長しております（地震発生後に実施する支払手続開始公告が対象）。

(4) その他

金融機関は、被害のお申し出がなかった等の理由により、被害者にお返しできなかった残余金を預金保険機構に納付します。このお金は犯罪被害者等支援事業（奨学金事業、民間団体に対する助成事業）に活用されます。詳しくはこちら「[振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について](#)」をご覧ください。

※詳しくは、金融庁のウェブサイトの「お知らせの一覧へ」中の「お知らせ」から「[振り込み詐欺にご注意!](#)」にアクセスしてください。

振り込み詐欺等の被害にあわれた方へ

警察及び振り込んだ先の金融機関へ連絡を！
振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります！

- ✓ 振り込み詐欺救済法(※)に基づき、振り込んだ口座の残高や他に同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部(被害回復分配金)の支払いを受けられる可能性があります。
- ✓ 振り込み詐欺のほか、社債、未公開株等の取引を装った詐欺やヤミ金融などの被害も、振込みにより被害が発生した場合は、振り込み詐欺救済法の対象となります。
- ✓ 被害にあってしまった場合や被害が疑われる場合には、速やかに警察、消費生活センターや振り込んだ先の金融機関へご連絡下さい。
- ✓ 支払いを受けるためには、振り込んだ先の金融機関への支払申請が必要です。既に警察や消費生活センター等へ連絡を行った場合でも、振り込んだ先の金融機関への連絡は必ず行って下さい。
- ✓ 金融機関への支払申請を行う際に、申請書の書き方その他ご不明な点がありましたら、振り込んだ先の金融機関の職員にお電話でご相談下さい。

✓ 注意事項
振り込んだ口座に十分な残高が残っていません。他にも同様の被害にあった方がいる場合は、被害額に応じて被害回復分配金の支払額が少なくなったり、支払が行われない場合があります。
実際に支払いを受けるためには、当該口座の残高や支払申請の状況が必要のため、連絡して直ちに支払いが受けられるものではありません。(支払いまでに少なくとも半年以上かかる場合があります。)
※犯罪被害者支援事業(奨学金事業、民間団体に対する助成事業)に活用されます。
※支払手続開始期間が延長されています。速やかに申請して下さい。また、他の被害者の申請により、既に支払手続が終了している場合もあります。

※振り込み詐欺救済法とは、振り込み詐欺等の被害を受けた方への振込金を利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座(預金)利用保証(保証)に一定の限度が設けられている場合、当該限度を限度として被害回復分配金の支払いを行うことにより被害の回復を図ることとなる制度です。(※) http://www.fsa.go.jp/policy/kyusai/index.html (※) http://furikomesag.jdic.go.jp/ (※) 被害回復分配金の支払額が少なくなったり、支払が行われない場合があります。

金融庁 | 消費生活 | 警察 | 財務省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省

(4)「ABL」及び「資本性借入金」の積極的活用について

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）において、中小企業等への経営改善、資金繰りの支援策として、「ABL（動産・売掛金担保融資）」の活用促進が盛り込まれました。

これを受けて、金融庁においては、平成 25 年 2 月 5 日に、「動産担保」や「売掛金担保」について、金融検査マニュアル上、「一般担保」（客観的な処分可能性がある担保）として認められるための要件の明確化などを行いました。

あわせて、同日、資本不足に直面している中小企業等への支援策である「資本性借入金」に関し、金融機関の税務上の取扱い（損金処理が認められる要件）についても明確化を行いました。

これらの取組みを通じ、金融機関における「ABL」及び「資本性借入金」の更なる活用を推進し、中小企業等への経営改善、資金繰りの支援を図っていききたいと考えています。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」（平成 25 年 2 月 5 日）](#)及び[「資本性借入金の税務上の取扱いについて」（平成 25 年 2 月 5 日）](#)にアクセスして下さい。

(5)「中小企業等金融円滑化相談窓口」の設置について

中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月末で期限を迎えますが、様々な状況におかれた借り手の心配や質問にお答えするため、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）に基づき、全ての財務局・財務事務所に、平成 25 年 2 月 22 日付で「中小企業等金融円滑化相談窓口」を設置しました。

この窓口では、借り手からの相談・苦情・要望等を一元的に受け付けて、きめ細かく対応していきます。2 月 25 日から業務を開始しており、借り手の皆様におかれてはぜひ遠慮なく、この相談窓口にご相談下さい。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業等金融円滑化相談窓口の設置について」（平成 25 年 2 月 22 日）](#)にアクセスして下さい。

金融庁 財務局 ～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～

ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ!

- ① 中小企業金融円滑化法の期限到来における金融機関や金融庁・財務局の対応について、ご質問・ご相談はございませんか。
- ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのことはございませんか。
- ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、ご相談はございませんか。

☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います^(※)。
☆ご相談内容に応じて専門の機関^(※)へご紹介いたします。
どうぞ遠慮なく、ご相談ください。

(※) ご質問いただければ、金融機関への事実確認等を行います。
(※※) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、農工金融所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構 等

⇒ 具体的なお問い合わせについては、裏面をご覧ください。

中小企業金融円滑化法の期限到来に関するお問い合わせ内容

○ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきこととは、円滑化法の期限到来においても何ら変わりません。
⇒ 調査・監査を通じて金融機関に対し、同法金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。

○ 金融機関に対して、借り手の経営困難に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って策出し、十分な配慮をかけて貸付支援するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.fsa.go.jp/policy/shusho/enkaku/danwa121101.pdf>

金融ここが聞きたい！

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：総合取引所の実現について、監督官庁の制度整備は、民主党政権時代に法案改正が済んでいまして、自民党政権としての先日の緊急経済対策の方に盛り込まれているんですけども、なかなか取引所同士の議論というのが進捗しているようには見えないんですけども、これはもう一押しするための追加の制度整備が必要だと考えているのでしょうか。もう一つは、実現には経営判断ということになっているんですけども、なかなか進まない場合に、麻生大臣は金融担当大臣もしくは副総理として、政治主導として早期実現を目指す考え等はあるのでしょうか。

A. これは金商法の改正だったかな、整理した時の経緯というのは知らないわけじゃないので、両方偉い人が色々したんですけども、大阪と東京の証券取引所ぐらいまでと違って、その他先物取引から何から何まで全部ということになってくると、これはなかなか文化が違う。意味、分かるでしょう、文化が違うんですよ。両方とも知らないわけじゃないから、だからそういった意味では、大阪と東京の証券取引所が一緒にするという時みたいな簡単な話じゃなくて、結構話が込み入ったことになっておる。なかなか波長が合わない、文化が合わない、何とかが合わないということになっているのが事実なので。そういった意味で、四、五年ぐらい前からやっているのではないかな、これは。僕の記憶だけど、やっていたんだと思いますけれども、その頃からやっているんだけど、なかなかそこがうまくいかないんだと思います。ただ、これはやった方が合理的だと、僕は思っていますから、ぜひやったほうがいいなと思っています、僕自身は。だから、どうするとなると、今、具体的にどうしよう、こうしようというところまでいっているわけではありません。

【平成 25 年 1 月 31 日（木）閣議後記者会見】

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。



これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報受付窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

We Are Watching

40+80 938
38 10 508
02-50 968
83+98 408

私たちの監視活動と、
あなたの情報提供が、
証券市場を守ります。

「証券取引等監視委員会」は、インサイダー取引、相場操縦、
ディスクロージャー違反（有価証券報告書の虚偽記載など）に係る調査や
証券会社の検査など、証券市場全般の監視活動を行っています。

証券取引での不正に気づいたら、情報提供をお願いします。

03-3581-9909
➤ <https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

SESC 証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供のプライバシーは厳守します。
情報提供ははがき・郵便・FAXでも受け付けています。 郵便先：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 25 年 1 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」の公表について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [説明会情報（金融庁採用ページ）](#)
- [麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 25 年 1 月 11 日（金））](#)
- [麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 24 年 12 月 28 日（金））](#)
- [金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第 13 回）議事次第](#)
- [「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

(3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

